

下 教 政 第 6 6 9 号
令和元年（2019年）6月28日

下関市監査委員 様

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

定期監査の結果に関する措置について

平成30年4月25日付け監査報告第10号で報告のありました件について、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、通知いたします。

下関商業高等学校について

下関市立高等学校授業料等徴収条例において、授業料の納期限は毎月 22 日（3 月分は 2 月 22 日）とする旨が規定されているが、実際に設定している納期限は、4 月分と 7 月分が同条例の規定と異なっていた。適正に事務処理されたい。

【改善措置状況】

平成 31 年度分授業料の徴収にあたり、下関市立高等学校授業料等徴収条例に規定されたとおりに納期限を設定し、納入の通知を行いました。

なお、平成 30 年 6 月定例市議会において、同条例の改正を行い、4 月分の納期限を 5 月 22 日に、7 月分の納期限を 8 月 22 日に変更しています。